

■EU・ドイツ：EU 競争局、ドイツの再エネ法と電力市場法に原則合意

ドイツ連邦経済エネルギー省は 2016 年 8 月 30 日、ドイツで 2016 年に議決された再エネ法や電力市場法などのエネルギー関連法令の内容について欧州委員会競争局から合意が得られたことを明らかにした。同局は EU の国家補助規制への抵触の有無の観点からドイツ政府とここ数カ月の間、議論を交わしてきた。今回、ドイツ政府は同局からの原則合意を取り付けたものの、EU の国家補助規制に照らした正式な手続きは残されている。また、今回の合意は無条件に再エネ法と電力市場法を認めるものではない。再エネ法では、2014 年の法改正以前に運開済みの自家発には再エネ賦課金の免除を認めているが、同自家発が発電機の取り換えなど大幅な設備改修を行った場合には再エネ賦課金を 2 割負担させることが求められた。電力市場法を認める要件には、冬季に必要な応じて稼働させる系統予備力の調達容量をデマンドレスポンスの活用などにより低減させることが挙げられた。